

前回の研究会（１１月２２日）でご指摘いただいた主な点

- ・ ストック指標には、ストックが悪くなれば将来的にフローも悪くなる可能性が把握できる点と、公営企業会計等も含めた全体を見ることができるという意義もあるのでは。
- ・ 民間の場合、ストックが悪くなればフローも悪くなるということで、市場の信用がなくなって資金調達が出来なくなるが、地方公共団体の場合は課税権があるので、その点の違いは考慮する必要があるのでは。
- ・ 財政指標の捉え方については、各指標のいずれか一つに該当すれば早期是正段階・再生段階に入るものと制度設計すべきか。
- ・ 複数の指標を総合的に判断するという方法もあろうが、判断基準や判断する者をどうするかという課題もあるのでは。
- ・ 地方公共団体間でその財政規模や潜在的な返済能力に差があることを考慮すると、指標の取り方にも差を設けるという考え方もあるか。
- ・ 早期是正段階でストック指標の悪化を把握し是正すれば、ストック指標のみの悪化で再生段階に達することは無いと言えるか。何らかの後発的要因でストック指標のみの急激に悪化することは全く無いのか。
- ・ 突発的な債務が発生しても、長期債務に転換できないのであれば、フロー指標で捉えられるのではないか。
- ・ ストックの悪化も国の財政全体に何らかの負担をかけているのであるから、それで一定の自治権が制限されるということも考えられるのではないか。

- 早期是正段階でも再生段階でも、義務づけを設ける以上、指標についてはかなり客観的に定めるべきではないか。
- 皆が納得する合理的な指標を一つ決めるのは難しいかもしれないが、あまり様々な指標を立てても上手くいくとは限らないのではないか。
- 地方公共団体の最大の債権者が国だといっても、そのことに特別に配慮して制度設計するのは、今回の議論の前提とバランスがとれないのでは無いか。
- 早期是正の導入は、市場に対するかなり重要なシグナルとなりうるが、指標の状況によってきめ細かい対応を考える方が良いか。
- 早期是正段階によって、地方公共団体の財政規律を求めることにより、再生段階への移行を防止するのであって、再生段階へ移行するのは例外中の例外ということを明確にすべきではないか。